

「SWASH の活動 1999～2014」発行にあたって

セックスワーカーの健康と安全のために活動する、当事者とサポーターのグループ SWASH が設立してからもう 15 年が経ちました。

SWASH は当初から細々と小規模な活動を続けてきました。団体を大きくすることより、そのときいるメンバーで、そのときやりたい活動を決めてやる、自由な仲良しグループの域を超ませんでした。しかし、長く活動を続けることで、大きなプロジェクトをさせてもらうようになり、いろいろな活動に挑戦する機会を得ました。これらの長期にわたる活動で、私たちが学んだこと、取り組んだ経験というものは、いったいどういうものだったのか。それを多くの人と共有し、記録を残していくことを思いました。

近年、困窮者支援の需要から、セックスワーカーについての関心も高まり、私たちも、幅広い関心から考えて取り組む必要に迫られています。そんな今だからこそ、SWASH が考えてきたこと、取り組んできたこと、問題提起してきたことを知つてもらえたたらと思います。

2014 年 5 月 27 日
SWASH 要友紀子

日本の風俗の歴史年表

作成：松沢呉一

1945 年

- 8月 15日 敗戦
- 8月 26日 進駐軍のための娛樂を提供する特殊慰安施設協会 RAA が設立される。
- 敗戦から間もなく、街娼が街に立ち、パンパンという言葉も浸透。

1946 年

- 2月 2日 GHQ が公娼の廃止を命ずる。それと同時に、業者は特殊飲食店として、営業を継続。それがのちの赤線になる。

1947 年

- 1月 15日 新宿「帝都座」で額縁ショーが始まり、人気を博す。
- 1月 15日 「婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令」が勅令 9 号として出される。特飲店はこれに抵触するため、警察が黙認し、それが赤線と呼ばれる。
- 田村泰次郎著『肉体の門』が発売され、以降、舞台化、映画化され、街娼たちの生態が広く知られていく。

1948 年

- 3月 浅草・常盤座で行われた「デカメロンショウ」で初めて「ストリップショー」という言葉が使用される。
- 7月 6日 宮城県は「売淫等の取締に関する条例」を発布、これを皮切りに、全国の占領軍施設のある地域を中心に街娼の取締が可能となる。

1958 年

- 4月 1日 売春防止法全面施行

1959 年

- 2月 1日 風営法の一部を改正する法律発布。これによつて不良のたまり場になり、性風俗的にも問題になっていた深夜喫茶を規制。

1960 年

- 赤線の業者の一部はトルコ風呂に転業。当初は警察が厳しかったため、おおっぴらにセックスまではせず、ミストトルコ（のちのトルコ嬢）たちが個人的に店の外で会うなどしていたが、この頃から店内でもオスペ（手こき）が行われるようになり、挿入行為を「本番」と呼ぶようになっていく。

1961 年

- 売春处罚法が繰り返し国会に上程されるようになり、それを見据えた新業種が増え、それらを「赤線・青線」に対して、「白線」と呼ぶようになる。

1962 年

- 1月 23日 石原慎太郎著「太陽の季節」が芥川賞を受賞し、「太陽族」による青少年非行が社会問題化。
- 5月 24日 売春防止法公布

1963 年

- 4月 1日 売春防止法一部施行

1964年

- 8月1日 東京都青少年健全育成条例発布
- 10月10日 東京オリンピック開会式。それに向けて東京では風俗産業への締め付けが強まり、男娼たちは東京を逃げ出して、全国へと散った。

1965年

- 11月8日 日本テレビ・読売テレビの制作で「11PM」スタート。当初は報道に重きがあったが、やがてはお色気番組の代名詞となり、性風俗も積極的に取り上げるように。

1966年

- 6月30日 「風俗営業等取締法の一部を改正する法律」公布。これによってトルコ風呂、ストリップ劇場、ヌードスタジオも風営法の管轄に。

1967年

- 2月 蒲田にピンクキャバレー「ハワイ」がオープン。それまでにもおさわりバーの類は存在していたが、これ以降、ピンクキャバレー、ピンクサロンが激増。

1969年

- 川崎堀之内の高級店「川崎城」オープン。ここから阿波踊りが始まったとされる。

1970年

- 女子高生売春が問題に。不良少女の売春は以前から存在していたが、この頃から気楽に売春する普通の女子高生が登場。

1971年

- 2月6日 滋賀県雄琴温泉にトルコ風呂「花影」がオープン。以降、続々とトルコ風呂ができる、雄琴の名は全国に知られるよう。
- 日活ロマンポルノ第一作として「団地妻 昼下がりの情事」が公開され、以降、「団地妻」が頻繁に映画のタイトルに使われるよう。この頃、女子高生売春と並んで団地妻売春も話題になっていた。

1973年

- 1月8日 タイのチェンマイで10代を中心に11人のタイ女性を囮っていた玉本俊雄が逮捕され、タイの日本人による愛人、買春が問題に。
- 2月 東京に高級ラブホテル「目黒エンペラー」がオープンし、話題となる。

1975年

- 大島渚監督「愛のコリーダ」が本番映画として話題に。

1976年

- 京都にノーパン喫茶が初登場したと言われるが、これはのちのブームにつながらず。

1978年

- 7月 京都でノーパン喫茶「ジャーニー」がオープン。

1979年

- ノーパン喫茶が全国波及し、空前の新風俗ブームに。

1980年

- それまでにも存在はしていたが、性器が透けて見えるものが登場して「ビニ本」専門店が乱立。

1981年

- 5月 アダルトビデオ第一号とされる『ビニ本の女・秘奥覗き』が発売される。
- 裏本「金閣寺」「法隆寺」などが発売される。
- 愛人パンクがブームになり、「夕暮れ族」が流行語に。
- ノーパン喫茶から個室サービスが一般化して、のちのヘルスにつながる。
- 「歌舞伎町タイムス」創刊。83年に「ナイトタイムス」に改名。のちの「ナイタイレジャー」。

1982年

- ノーパン喫茶、のぞき劇場、ファッショントースなどの新風俗ブームがピークに。
- 家庭用ビデオデッキの普及で裏ビデオがブームになり、「洗濯屋ケンちゃん」がベストセラーに。

1983年

- 日本でもエイズの話題が雑誌で取り上げられるよう。

1984年

- 2月14日 少女向け雑誌の過激性表現が国会で取り上げられる。
- 8月14日 風営法の大幅改正。法律名が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に。新風俗の規制を盛り込む。

- 10月6日 トルコ人からのクレームにより、全国特殊浴場組合が「トルコ風呂」という名称を自粛。のちにソープランドに改名。

1985年

- 2月13日 新風営法施行。新風俗が規制されるとともに深夜の営業が禁止される。
- 風営法改正にともないテレフォンクラブが登場し、爆発的なブームとなる。●3月 厚生省がエイズについて初の公式発表

1986年

- 10月2日 「SM ぽいの好き」で黒木香 AV デビュー。監督の村西とおるとともに一世を風靡。
- 11月28日 NTT の伝言ダイヤル・サービスがスタート。出会いに利用される。
- 外国人女性のエイズ感染が話題になり始める。

1987年

- 1月 神戸福原で HIV に感染した女性が死亡、エイズパニックに。
- 4月15日 池袋のホテルで、ホテトル嬢が客の暴力に抵抗して、客を刺殺する「池袋事件」発生。

1989年

- 7月10日 ダイヤルQ2サービスがスタート。スタートとともにツーショットダイヤルも始まり、出会い系、テレフォンセックスの場となる。

1991年

- 批判を浴びて NTT はダイヤル Q2 のツーショット業者を締め出す。
- セックスワーカーの国際的ネットワーク NSW誕生

1992年

- 首都圏で、風俗求人誌「ていんくる」が創刊され、以降、他誌も後続して、風俗嬢の仕事探しに大きな変化をもたらした。

1993年

- 4月 「月刊MAN-ZOKU」創刊。風俗雑誌が乱立し、ここからフードルも登場。

1994年

- 以前から同伴喫茶の生き残りが露出カップル向けの営業を続けてきたが、この頃から新たにカップル喫茶として営業を始める店が増え、素人とプロが入り乱れる空間に。これがのちのハプバーに発展していく。
- アジアのセックスワーカーネットワーク APNSW誕生

1995年

- インターネットの普及によって出会い系サイトが登場。これとほとんど同時に援助交際がスタート。

- 12月21日・22日 五反田のSMクラブ従業員が経営者と店長を殺害、その残酷性とSMクラブという舞台から、マスコミの脚光を浴びた。

1996年

- 9月21日、広島で援助交際をしていた女子高生、街娼など、4人を殺害したタクシー運転手が逮捕され、のちに死刑に。
- 援助交際が社会問題化。一方でブルセラショップが登場して、こちらも社会問題化。

1997年

- 3月19日 渋谷区神泉で街娼をしていた東電OLが殺害される。

1998年

- 5月8日 風営法が改正され、無店舗型性風俗特殊営業が認められる。
- 10月13日、渋谷区のイメクラが18歳未満を雇い入れていた容疑で摘発。16歳の少女が「そのまま東が客だった」と供述したことで話題に。

社会 状況

1999年

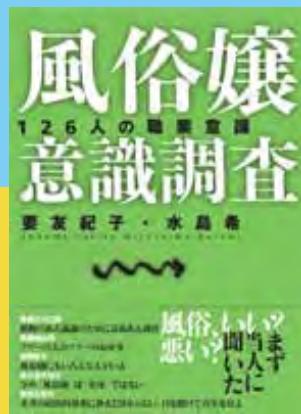
- 4月1日 新風営法施行。デリヘルがブームに。
- 5月26日 「児童ポルノ法」(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律)発布
- 10月26日 埼玉県桶川市の女子大生が、交際相手だった男に殺害される。犯人と共犯者は池袋の風俗店を経営していた。
- 11月1日 「児童ポルノ法」施行

1999

現場改善 の取組

- ・調査
- ・委託事業
- ・企画
- ・国際会議
- ・学会
- ・研究会発表

- 4月 SWASH設立
- 4月 【調査】池上・SWASHほか「日本在住のCSWにおけるHIV、STD関連知識・行動及び予防・支援対策の開発に関する研究」(平成12~14年度厚生科学研究費補助金先端的厚生科学研究分野エイズ対策研究「HIV感染症の疫学研究」(主任研究者・木原正博))
- 8月 【調査】風俗嬢意識調査開始 SWASH+内外タイムス



社会啓発 活動

- ・講演
- ・メディア掲載



2000

- 1月 【調査】風俗嬢意識調査終了 SWASH+内外タイムス
- 1月 【報告】東アジアと東南アジアのセックスワーカー会議
@中国・珠海紫藤(Zi-Teng)、亞州專訊資料研究中心
(Asia Monitor Resource Center)
- 4月 【調査】池上・SWASHほか「日本在住のCSWにおけるHIV、STD関連知識・行動及び予防・支援対策の開発に関する研究」(平成12~14年度厚生科学研究費補助金先端的厚生科学研究分野エイズ対策研究「HIV感染症の疫学研究」(主任研究者・木原正博))
- 9月 【発表】第4回東アジア女性フォーラム@台湾
- 11月 【発表】第14回日本エイズ学会学術集会・
自由集会「女性とエイズシンポジウム」
- 11月 【企画】シンポジウム「風俗嬢意識調査報告」
@東京ウィメンズプラザ、

- 3月 【記事】「性風俗店で働く女性 民間グループが調査」
『朝日新聞』夕刊、3月31日付
- 3月 【記事】「フーネクを職業と認めて」『AERA』、
3月13日号、pp78-79
- 【記事】「風俗嬢意識調査を行なっているSWASHに聞く」
『バイブルガールズ』vol.2、pp9
- 6月 【講演】エイズ&ソサエティ研究会議フォーラム
AIDS&Society研究会議
- 6月 【企画】「アジアのセックスワーカー会議報告」@大阪
セクシュアル・ライツ・プロジェクト
- 7月 【報告】大阪弁護士会女権部会学習会
大阪弁護士会女権部会
- 7月 【講演】「セックスワークという問題提起」
大阪経済大学、立命館大学 「ジェンダー概論」講義
- 12月 【コメント】ストップエイズチャリティーオークション
パラダイステレビ放送(株)

2001年

- 3月 秋葉原に「メイド喫茶」の第一号オープン。
- 9月1日 歌舞伎町でビル火災。死者44名。

2001

- 4月 【調査】池上・SWASH ほか「日本在住のCSWにおけるHIV、STD関連知識・行動及び予防・支援対策の開発に関する研究」(平成12~14年度厚生科学研究費補助金先端的厚生科学研究所分野エイズ対策研究「HIV感染症の疫学研究」(主任研究者・木原正博))
- 4月 【発表】国際倡伎文化節、第二回性工作権與性産業政策国際論壇
@台北 COSWAS(台北市日日春關懷互助協會)
- 10月 【発表】第6回アジア・太平洋エイズ会議@メルボルン

2002

- 4月 【研究】厚労省エイズ社会疫学研究班にて調査・研究
- 4月 【調査】厚労省エイズ個別施策層に対する固有の対策研究班にて調査・研究
- 8月 【ワークショップ】AIDS文化フォーラム in 横浜 2002AIDS文化フォーラム組織委員会
- 9月 【発表】セクシュアリティ研究会@御茶ノ水女子大学 セクシュアリティ研究会
- 11月 【発表】日本エイズ学会学術集会@名古屋
- 11月 【ワークショップ】プレカップ2002にて「セックスワーカーになってみる！」
第7回アジア・太平洋地域エイズ国際会議(神戸会議)組織委員会

- 1月 【講演】性教育協議会京都フォーラム
- 6月 【講演】HIV/AIDSシンポジウム～若者の性とHIV
@北海道大学北大医学部
IFMSA(国際医学生連盟)
- 6月 【講義】性の諸相@専修大学
- 7月 【発表】ジェンダーとHIV/AIDS専門家会議女性のための
アジア平和国民基金
- 7月 【講義】セックスワーカーから見えること@立命館大学
- 11月 【講演】「職場の人権」第27回例会 研究会「職場の人権」
- 11月 【講演】SAFER SEXって何?
@同志社大学 社会福祉学専攻学生委員会

- 5月 【連載記事】「フーGAL 労働状況調査シリーズ」全3回『MANZOKUニュース』
4月11日、25日、5月9日(通巻437、438、439号)
- 5月 【講義】性の多様性概論@三重大学
- 5月 【コメント】京都人類学研究会第48回例会
- 5月 【記事】「Close up セックスワーカーの実態調査から見えてきたこと」
『Stage』vol.2, pp116-123
- 6月 【講義】性の諸相@専修大学
- 7月 【コメント】立命館大学シンポジウム「労働のジェンダー化(II)～買売春と労働概念」
- 7月 【記事】「Researching HIV in the sex industry」『THE DAILY YOMIURI』、pp13、7月6日付
- 9月 【発表】セクシュアリティ研究会@御茶ノ水女子大学 セクシュアリティ研究会
- 9月 【講演】SWASHに教わる女性の健康～みんなの問題セーファーセックス～
CAI(Campus Aids Interface)
- 11月 【講演】今だから性とエイズを考える@杏林大学生殖とエイズを考える医学生の委員会
(SCORA-JAPAN)
- 12月 【講演】なごや自由学校「恋愛と性の未来形」第2回 なごや自由学校

2003年

●8月 20日 吉原のソープランドでソープ嬢が絞殺される。

2003

- 4月 【調査】厚労省エイズ個別施策層に対する固有の対策研究班にて調査・研究
4月 【委託事業】東京都委託事業(繁華街プロジェクト)
「セックスワーカーのための HIV/STD 勉強会」開始(月1回) @南新宿検査相談室
8月 【ワークショップ】横浜 AIDS 文化フォーラム 2003AIDS 文化フォーラム組織委員会
11月 【企画】アジアの HIV/AIDS とヴァルネラブル・コミュニティ～セックスワーカー、
ドラッグユーザーのコミュニティとプロジェクト～
2003 年度保健分野 NGO 研究会事務局、SWASH

2004年

- 3月 31日 ブルセラショップ規制の条文が「東京都青少年健全育成条例」に盛り込まれる。
●歌舞伎町を中心に浄化作戦がスタートして、無届けの性風俗店や違法 DVD 店が一掃される。

2004

- 4月 【調査】厚労省エイズ個別施策層に対する固有の対策研究班にて調査・研究
4月 【委託事業】東京都委託事業(繁華街プロジェクト)
「セックスワーカーのための HIV/STD 勉強会」開始(月1回) @南新宿検査相談室
7月 【報告】第 15 回国際エイズ会議@タイ・バンコク
タイ王国公衆衛生省、国際エイズ学会
8月 【企画】横浜 AIDS 文化フォーラム 2004AIDS 文化フォーラム組織委員会
9月 コミュニティセンター設立@渋谷
10月 【提言】『UNAIDS への提言書』UNAIDS・
ピーターピオット事務局長と日本の NGO の
懇談会 in 外務省
11月 【ワークショップ】ひょうごエイズフォーラム
2004



- 5月 【講演】人権学習会「人権という視点からみたセックスワーク」@兵庫
全通兵庫県連絡協議会
6月 【コメント】お茶の水女子大学ジェンダー研究センター夜間セミナー
(ジョセフィン・ホー講演会)コメンテーター
6月 【講義】性の諸相@専修大学
11月 【講義】性の多様性概論@三重大学
11月 【連載】「STD なんか怖くない!?'全 5 回、『ナイタイスポーツ』
11月 【連載】「SWASH の紹介」連載全 2 回、『Wawawa』vol.15, 17

- 9月 【報告】第 5 回シービングガーランド研究会@お茶の水女子大学 F-GENS
10月 【コメント記事】「ダメ労組を再生する秘策を探せ !!」『週刊 SPA!』(扶桑社)
10月 19 日号、pp114-115
11月 【記事】「エイズ明日への道」読売新聞 11 月 18 日、pp36
11月 【講演】「台北市公娼制度廃止反対運動」フェミ風呂「ストリートと女子」、
文京区民センター
12月 【講演】渋谷知美的セクシュアリティ・トーク in JASE 財団法人 日本性教育協会
12月 【講義】セックスワークという問題提起@信州大学
12月 【講義】性の多様性概論@三重大学
12月 【執筆】「タイのセックスワーカーたちの相互扶助—『EMPOWER』の活動」、
『女たちの 21 世紀』アジア女性資料センター発行 No.40, pp74-75
12月 【執筆】「セックスワーカーの人権にもとづく HIV 感染予防対策」、
『女たちの 21 世紀』アジア女性資料センター発行 No.39, pp27-29

2005年

- 2月 それまで東京では繰り返し否決されていた淫行に関する条文を「青少年の健全な育成に関する条例」に入れることを可決。
- 10月 28日 風俗案内所が増加したため、「大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例」公布。これ以降、各地に同様の条例ができる。
- 東京での浄化作戦を手本に神奈川、埼玉、大阪など全国でも性風俗店の取り締まりが進む。

2005

- 3月 【企画】セックスワーカー大会@コミュニティセンター SWASH
- 3月 【勉強会】国際エイズ会議に向けた英会話教室(月2回)@コミュニティセンター
- 4月 【委託事業】東京都委託事業(繁華街プロジェクト)
「セックスワーカーのためのHIV/STD勉強会」(月1回)@コミュニティセンター
- 7月 【発表】第7回アジア太平洋地域エイズ国際会議(神戸)



- 1月 【講演】さっぽろ自由学校『遊』／札幌市男女共同参画センター
- 2月 【報告】アジア女性資料センター「人身売買」セミナー アジア女性資料センター
- 8月 【講演】神戸エイズ会議報告@ネイキッドロフト NPO法人ノアール主催
- 8月 【講演】「Making Sex Work Safe!」HIVと人権情報センター(JHC)学習会
- 9月 【講演】「性感染症と当事者支援」女性のためのシェルター HELP 学習会

2006年

- 風営法の規制を嫌って、ガールズバーがブームに。

2006

- 4月 【委託事業】東京都エイズ対策事業
- 6月 【調査】UNODC(国連麻薬犯罪事務所)委託調査「日本における外国人セックスワーカーのHIVと人身売買に関する調査」



- 7月 【講演】「性産業におけるHIV予防介入」厚生労働省エイズ社会疫学研究班
セックスワーク研究グループ東班勉強会

*

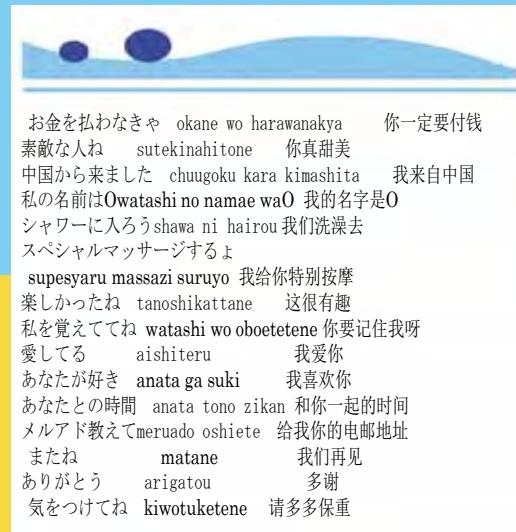
*

SWASH是一個關注性工作者健康和安全的團體。
提供法律及性病的資訊及服務。
我們關心大家的工作環境及遇到的困難，
我們亦會為中國籍的性工作者提供服務。
希望大家能在日本輕鬆愉快地工作。
歡迎大家與我們聯絡。

Tel 080 502 68270
E-mail swash@kitty.jp
<http://swashsakura.ne.jp/>

2007

- 4月 【調査】UNODC(国連麻薬犯罪事務所)委託調査「日本における外国人セックスワーカーのHIVと人身売買に関する調査」
- 4月 【委託事業】東京都エイズ対策事業
- 8月 【発表】 Trafficking and HIV Prevention among Migrant Sex Workers in Japan' at The 8th International Congress on AIDS in Asia and the Pacific at National Exhibition Centre, Colombo, Sri Lanka



- 7月 【講演】ヒヤリング「日本の人身売買をめぐる状況」米アメリカ大使館
- 8月 【講演】相談員養成研修会 予防・ケア入門編
「女性・CSW の課題とアプローチ」エイズ予防財団主催
- 9月 【講演】「外国人セックスワーカーの抱える問題～移住労働セックスワーカーの調査から」(東大、瀬地山ゼミ)

2008年

- この年から旅館業法の届けしかないラブホ(いわゆる偽装ラブホ)が問題となり、摘発が始まる。
- 10月、接待をしているとして、歌舞伎町のガールズバーが摘発される。以降、各地で摘発が続く。

2008

- 4月 【委託事業】東京都エイズ対策事業
- 4月 【国際会議】Annual Meeting & HIV/AIDS/Sexual Health Workshop
@ランカーウィ、APNSW 主催



- 7月 【講演】相談員養成研修会 予防・ケア入門編「女性・CSW の課題とアプローチ」エイズ予防財団主催
- 10月 【講演】セックスワーカー向け相談会「SWASH に聞く
HIV/STD 予防」福島県いわき市保健所主催
- 10月 【執筆】「日本への移住に伴う諸問題～外国人セックスワーカーの結婚ビザ取得の
ケース～」(「IMADR-JC 通信」154号掲載)
- 10月 【執筆】「Sexworkers movement in Japan」(Jennifer Chan 編集、共著
「Another Japan Is Possible: New Social Movements and Global Citizenship
Education」、出版社 :Stanford Univ Pr)



2009

4月 【研究】EU-Daphne とオランダ外務省の基金による反人身売買政策に関するアドボカシー研究グループ、「Human rights and anti-trafficking measures Agenda Advisory Group」参加

4月 【研究協力】厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「個別施策層(とくに性風俗に係る人々・移住労働者)のHIV感染予防対策とその介入効果に関する研究」(研究代表者 東優子)

4月 【委託事業】東京都エイズ対策事業

4月 【研究協力】文部科学省科学研究費助成事業「グローバル性取引:「人種差別」の影響と当事者の視座をもつ対策」(研究代表者 青山薰)

8月 【発表】第9回アジア太平洋地域エイズ国際会議(パリ)

11月 【発表】「日本で働く外国人セックスワーカーのHIV/STD予防介入とアウトリーチスキルの開発」日本エイズ学会サテライトシンポジウム4「滞在外国人と性の健康:SEX★WORK★HIV★LIFE」(座長:東優子)(大阪府立大学人間社会学部)



2月 【講演】エイズ対策技術補完研修「貧困とセックスワーク」JICA主催

5月 【発表】「セックスワーカーのいるまち」厚生労働科学研究費補助金(エイズ対策研究事業)「個別施策層(とくに性風俗に係る人々・移住労働者)のHIV予防対策とその介入効果の評価に関する研究」成果報告 於 dista.b 大阪

6月 【講演】「カラダは誰のもの?」企画展「Back to Yours ~カラダに還る~」NPO法人 プリズムスケープフィルム、てのひら~人身売買に立ち向かう会主催

8月 【執筆】「日本的人身売買対策の功罪」「自然と人間」8月号

10月 【講演】「バリ国際エイズ会議報告」トークライブイベント『Sex☆Health☆work』、財団法人エイズ予防財団主催

10月 【コメント】特集「派遣切り風俗嬢が増えている」週刊プレイボーイ



2010

●7月9日 改正風営法公布。偽装ラブホへの規制が強まるが、これまで条例により届けができない地域でも期限を区切って風営法への切り替えができるようになった。

●9月26日 出会い系カフェで知り合った客に女子大生が絞殺される。

2010

3月 【企画】「TS・TG・マイノリティーの夜のお仕事とセクシャルヘルス」SWASH TG主催

4月 【研究】EU-Daphne とオランダ外務省の基金による反人身売買政策に関するアドボカシー研究グループ、「Human rights and anti-trafficking measures Agenda Advisory Group」参加

4月 【研究協力】厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業「個別施策層(とくに性風俗に係る人々・移住労働者)のHIV感染予防対策とその介入効果に関する研究」(研究代表者 東優子)

4月 【研究協力】文部科学省科学研究費助成事業「グローバル性取引:「人種差別」の影響と当事者の視座をもつ対策」(研究代表者 青山薰)

7月 【発表】'Sexual Health Risks Faced by Female Sex Workers in Japan' at The 18th International AIDS Conference at Reed Messe Wien, Austria



2月 【発表】「セックスワーカーのいるまち 2」厚生労働科学研究費補助金(エイズ対策研究事業)「個別施策層(とくに性風俗に係る人々・移住労働者)のHIV予防対策とその介入効果の評価に関する研究」成果報告 財団法人エイズ予防財団主催

3月 【執筆】「セックスワーカーとの協働による予防介入プログラムの開発と普及に関する研究」『厚生労働科学研究費補助金(エイズ対策研究事業)「個別施策層(とくに性風俗に係る人々・移住労働者)のHIV予防対策とその介入効果の評価に関する研究」平成21年度 総括・分担研究報告書』pp.11-24

3月 【執筆】「性風俗に係る人々のHIV感染予防・介入手法に関する研究—女性セックスワーカーの意識・行動調査』『厚生労働科学研究費補助金(エイズ対策研究事業)「個別施策層(とくに性風俗に係る人々・移住労働者)のHIV予防対策とその介入効果の評価に関する研究」平成21年度 総括・分担研究報告書』pp.25-40

5月 【講演】エイズ・ボランティア講習会「セックスワークとHIV」東京都委託、(財)東京都結核予防会実施

12月 【講演】「神戸ICAAPにおけるセックスワーカープログラムの準備プロセスについて」エイズ予防財団主催エイズ国際協力計画推進検討事業・日韓合同ワークショップ、ソウル

2011年

- 1月1日 改正風営法施行 ●4月14日 福岡市のラブホテルでデリヘルが殺害される。
- 5月18日 神奈川県警は、女子高生が下着を見せる「女子高生見学クラブ」を摘発。容疑は労基法違反。風営法違反、児童福祉法の適用が難しい JK ジャンルに労基法を適用するのがこれ以降常態化していく。 ●関西でクラブの摘発が続いたことで、風営法改正論議が始まる。 ●10月29日 東京北新宿のハッテン場が公然わいせつで摘発される。ハッテン場の摘発はこれが初とされる。

2011

- 4月 【研究協力】文部科学省科学研究費助成事業(挑戦的萌芽研究)「現代日本社会におけるグローバル化する性産業についての文化人類学的研究」(京都大学人文科学研究所教授・田中雅一代表)
- 4月 【委託事業】大阪府地域再生医療基金「HIV・エイズの正しい知識の普及啓発及びまん延防止事業(個別施策層への普及啓発)」
- 4月 【委託事業】東京都エイズ対策事業
- 8月 【発表】'Foreign Sex Workers in Japan' at The 10th International Congress on AIDS in Asia and the Pacific at Busan Exhibition & Convention Center, South Korea
- 10月 'The Effect of the 2004 Korean Anti-prostitution Law on Sex Workers in Korea and in Japan' at The 2nd Sex Worker Open University at Acola Theatre, London, UK
- 11月 【招聘事業】エイズ予防財団外国人研究者招へい事業「HIV 予防介入におけるセックスワーカー・ピア養成プログラムの構築——日豪比較研究」(招へい申請者(研究代表者)・大阪府立大学人間社会学部准教授・東優子)



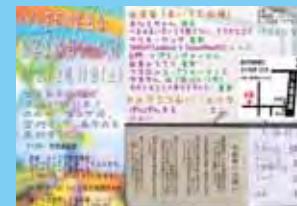
- 1月 【講演】「海外のセックスワーカー運動」神戸大学国際文化学科
- 6月 【講演】「労働と人権—世界のセックスワーカーの運動を例に」文京学院大学教養科目「人間共生論」講義
- 7月 【コメント】「デリヘルで働くということ」中日新聞 7月9日

2012年

- 4月11日 女子中高生を使っていたため、横浜市のガールズ居酒屋が摘発される。風営法と労基法違反。
- 9月1日 大阪市日本橋にあるメイド喫茶が労基法で摘発される。これ以降、いくつかのメイド喫茶が摘発されている。

2012

- 3月 【委託事業】エイズ予防財団エイズ国際協力計画推進検討事業「100パーセントコンドーム政策」後のセックスワーカーによる HIV/AIDS 予防—Prevention and Suppression of Prostitution Act B.E. 2539 (1996) 改廃の可能性およびSWのエンパワメントと予防行動への当事者団体介入の関係に学ぶ—
- 4月 【研究協力】文部科学省科学研究費助成事業「性産業で働く人びとの安全と人権を守る対策の研究」(神戸大学国際文化学研究科 青山薫)
- 4月 【委託事業】大阪府地域再生医療基金「HIV・エイズの正しい知識の普及啓発及びまん延防止事業(個別施策層への)
- 4月 【委託事業】東京都エイズ対策事業



- 5月 【企画】国際ワークショップ「グローバル化するセックスワーク」主催: 京都大学人文科学研究所・人文学国際研究センター科学研究費補助金プロジェクト(挑戦的萌芽研究)
- 8月 【連載】風俗嬢インタビュー連載記事執筆 マンゾク関西



2013年

- 1月 27日 警視庁は都内17のJKリフレの店舗を一斉摘発。容疑は労基法違反。

2013

- 4月 【研究協力】文部科学省科学研究費助成事業「性産業で働く人びとの安全と人権を守る対策の研究」(神戸大学国際文化学研究科 青山薫)
- 4月 【委託事業】大阪府地域再生医療基金「HIV・エイズの正しい知識の普及啓発及びまん延防止事業(個別施策層への普及啓発)」
- 4月 【委託事業】東京都エイズ対策事業
- 9月 【発表】「全米売春婦会議報告」オルタナティブ社会学会
- 10月 【ワークショップ】「セックスワーカーが教える セーファーセックスサービス」
エイズ文化フォーラム in 京都 SWASH主催
- 11月 【発表】'Skills for STI Prevention Developed from the Diverse' in Asia
at The 11th International Congress on AIDS in Asia and the Pacific at Queen Sirikit National Convention Center, Bangkok, Thailand



- 1月 【講演】弁護士向け研修会「風俗嬢からの相談事例について」法律事務所主催
- 2月 【講演】大阪市保健師向け研修会 大阪市保健師自主勉強会主催
- 2月 【講演】札幌すすきのヘルス組合・札幌防犯健全協力会研修会
「風俗嬢のセクシュアルヘルスと安全な労働を目指して」札幌防健協主催
- 10月 【講演】「セックスワークの仕事について」四天王寺大学
- 10月 【講演】「性産業はSTIを広げているのか?」国立保健医療科学院講義室、
保健所等におけるエイズ担当者(医師、保健師等)対象
- 11月 【連載】月1連載「セックスワーカーの本音カフェ」高収入求人マガジン『モモコ』
および高収入アルバイト情報サイト『モモコちゃんねる』コラム欄掲載
- 12月 【講演】世界エイズデーションポジウムパネリスト「アジア太平洋地域のHIV最新情報
~性産業労働者の状況と課題・日本の具体的取り組み~」
連合会館、NGO・労働組合国際協働フォーラム HIV/エイズ等感染症グループ主催
- 12月 【講演】パネリスト「年の瀬にニッポンの性愛を斬る!男女素敵化大会議!!」
新宿ロフトプラスワン、宮台チャンネル・主催/KADOKAWA中経出版・協賛
- 12月 【記事】「性労働者の“現実” 支えたい 2団体が小冊子」(12月28日、毎日新聞朝刊・くらしなび面)

2014

- 2月 【企画】「第11回アジア太平洋地域国際エイズ会議 セックスワーカー会議報告会 文部科学省科学研究費助成事業「性産業で働く人びとの安全と人権を守る対策の研究」共同研究発表
京都市東山いきいき市民活動センター SWASH主催
- 4月 【研究協力】文部科学省科学研究費助成事業「性産業で働く人びとの安全と人権を守る対策の研究」(神戸大学国際文化学研究科 青山薫)
- 4月 【委託事業】東京都エイズ対策事業



2014のSWASHの予定

- 6/29 韓国性労働者の日イベントに参加し交流(ソウル)
- 7/18-29 国際エイズ会議、セックスワーカーフェスティバル
- 9月末 相談支援研修合宿
- 10/4,5 エイズ文化フォーラム in 京都
- 11/16 大阪ドーンセンター フェスティバルで企画
- 12/5 日本AV男優協会とイベント(ロフトプラスワンウェスト)





性産業の構成と傾向



分類	名称 届出の出ている 営業所数(2016年度)	通称	業態		関連する 法律	セクシュアルヘルス面に おける 相談・悩み・抱えているリスク	関連する 性感染症	SWの傾向	法的フレームによる、 支援・安全の限界
			感染リスクの 対象となる業務内容	営業場所					
非ホンバン産業	店舗型 ファッショナヘルス 785件	ヘルス、ファッション マッサージ、イメージ クラブ、性感マッサー ジ、ソフトSM	ディープキス、生フェ ラ、クンニ、玉舐め、ア ナル舐め、69、素股、 口内発射、顔射、AF、 ごつくん、3P、前立腺 マッサージなど	店舗内 個室ベッド	風俗営業適 正化法	・本番強要 ・非ホンバン風 俗のため、お店 にコンドームが 常備されてい ない／常備し すぎてはいけな い。	クラミジア、 淋病、HIV、 梅毒、 トリコモナス、 カンジダ、 ヘルペス、 尖圭コンジローマ、 ケジラミ、 A・B・C型肝炎、 赤痢アメバ、 細菌性膣症、 外陰炎など	安全環境・収入・立地面で比較的 安定した労働環境。既得権のた め、店舗数が限られており、(熟女 ヘルスを除けば)20代の若い層が 雇用される傾向。	・コンドームは、本番 サービスの証拠とし て、違法行為の疑いを かけられるため、コン ドームを常備してく い。(ソープなど一部 を除いて)
	派遣型 ファッショナヘルス 19,856件	デリバリーヘルス、 出張マッサージ	ホテル、 個人宅	・したくないサービ スを要求される。		SW数が最も多く、最もメジャーな 業種。店舗型より出勤時間が自由			
	キャバレー等 2,770件 (2015年度)	ピンクサロン、 ○○サロン、 抜きキャバ	生フェラ、ディープキ ス、クンニ、玉舐め、ア ナル舐め、69、素股、口 内発射、ごつくんなど	店舗内座席		・性器がかゆい、お りもの変化 ・すぐカンジダに なる。		10代～50代まで幅広い層。一般 的な性風俗店と違い、従業員の身 元確認が厳しくないところもたま にあり、家出中や多重債務、DVな どから逃げてきているケースも。	
	SMクラブ	SMクラブ	SM業務専門行為	店舗内個室、 ホテル、個人宅		・バイブや縋の 洗浄について		女王様の中には、自分のことを SWと認識していない人もいる。	
ホンバン産業	個室付浴場 1,215件	ソープランド	ディープキス、生フェ ラ、クンニ、玉舐め、ア ナル舐め、69、口内 発射、顔射、AF、ごつ くん、3P、前立腺マッ サージなど+膣ペニ ス性交	店舗内個室	壳春防止法	・アメバ菌による 肝膿瘍の心配	非本番産業よりも年齢層は高い 傾向 スカウトやホスト等を通して働く 人が人身売買被害者として事件 のニュースになることがある。	非本番産業よりも年齢層は高い 傾向	・風俗店を紹介したら 斡旋と見做され、場合 によっては、風営法違 反帮助罪や職安法違 反になる恐れがある。
	接待型料理店	旧遊郭、ちゃんのま				・イソジンの使い すぎによる喉の粘 膜の荒れ		・風俗求人広告出せない こと多く、スカウト頼りにな る傾向。	
	街娼型	街娼、立ちんぼ				・客に脅されたり、本番でコン ドームを拒否される。勝手にコン ドームをとられる。		・アンダーグラウンド(違法) なので、助けを求めてく 泣き寝入りが多い。	
	管理型	料理店、バー、スナック、 クラブ等で待機				・ラブホテルでの密室空間で、 妊娠の不安、暴力、殺人等の被 害		・オーナーは摘発を逃れる ため、雇われ店長の場合 も少なくない。雇われ店長 自身も様々なものを背 負っている方が多い。	
	派遣型	ホテル、デートクラブ				・医者に仕事のこ とを言いたくない。 ・何度も同じ病院 で検査しにくい。		・自己責任・自己安全管理 の面が強い、後ろ盾の脆弱 な労働環境。	
	自営型	個人売春				・メンタルヘルス の問題			・差別や偏見による被 害。風俗の仕事に対 する社会の人々の理 解の無さにより、問題 を抱え込みやすく、 様々な我慢や被害を 強いられている。
テセック メント ンタ 産業	アダルトビデオ	アダルトビデオ		スタジオ、 ホテル	風俗営業適 正化法	SWとAVの仕事の流動化が みられる。			
	ストリップ劇場 93件	ストリップ劇場(ダン ス、個別サービス)	上記のプレイが ある所とない所がある	劇場内		SWではなく「踊り子さん」というア イデンティティが多い。希に生板 ショーで公然わいせつ罪で摘発 されることもある。			・労働契約がないた め、労災保険、失業保 険、病休手当の保障 がない。

※平成 11 年度厚生労働科学研究事業「HIV 感染症の疫学研究班報告書」(桃河等)を平成 22 年に改訂(桃河等)したものを、さらに大幅に改訂。※SW=セックスワーカー、韓デリ=韓国デリヘル、援デリ=援助交際デリバリー。

※性産業には女性 SW だけでなく、TGSW が働くニューハーフヘルス／サロン／ソープや、男性 SW が働くパパ活や出張ホストなどもある。また、数は少ないが、女性客を対象とした、女性 SW／男性 SW が働く風俗もある。

日本の男性 SW の従事する性風俗産業の構成

	営業タイプ	通称	業態		セクシュアルヘルス面における相談・悩み・抱えているリスク	関連する法律	関連する性感染症	SW の傾向				
			感染リスクの対象となる業務内容	営業場所								
男性向け産業	派遣型	出張ウリセン	ディープキス 生フェラ 玉舐め アナル舐め 69 口内発射 顔射 AF ごっくん 複数プレイ 前立腺マッサージ	ホテル、個人宅	<ul style="list-style-type: none"> ・フェラでコンドームを使えない ・したくないサービスを要求される。 ・性器がかゆい ・カンジダになる。 ・アメーバ菌による肝膿瘍の心配。 ・イソジンの使いすぎによる喉の粘膜の荒れ ・喉の検査をしてくれるところがわからない。 ・医者に仕事をことを言いたくない。 ・何度も同じ病院で検査しにくい。 ・メンタルヘルスの問題 ・客に脅されたり、コンドームを拒否される、勝手にコンドームをとられる。 ・ホテルでの密室空間での暴力、殺人等の被害や心配 	改正風俗営業適正化法に抵触する可能性はあるが、これまで適用例がなく、違法とはみなされていない。	クラミジア 淋病 HIV 梅毒 トリコモナス カンジダ ヘルペス 尖圭コンジローマ ケジラミ A・B・C型肝炎 赤痢アメーバ など	貧困層が多い。 稼ぎがいい 順番は、 派遣 ↓ 管理 ↓ 街娼・自営				
	管理型	ウリセン										
	街娼型	立ちんぼ		ホテル、個人宅、公衆トイレ（野外等）								
	自営型	サポ・ウリ										
		マッサージ		上記の一部								
女性向け産業	無店舗型性風俗特殊営業	出張ホスト	上記+ホンバン	ホテル、個人宅など			上記と同じ意味で改正風俗営業適正化法（売春防止法）					
セックスエンタテインメント産業	ストリップ劇場	ストリップ劇場（ダンス、個別サービス）	上記+ホンバン	劇場内								
	アダルトビデオ	アダルトビデオ	上記+ホンバン	スタジオ、ホテルなど								

出典：池上千寿子・要友紀子・木原雅子・木原正博・沢田司・不動明・松沢呉一・水島希・桃河モモコ・他（2001）「日本在住の SW における HIV/STD 関連知識・行動及び予防・支援対策の開発に関する研究」平成 12 年度厚労科研エイズ対策事業『HIV 感染の疫学研究』（研究代表者 木原正博）総括・分担報告書.に基づき、一部加筆修正。

日本のTGSWの従事する性風俗産業の構成

TG:トランジンジャー(transgender)の略。狭義には、性器の切除・形成までは望まないが自己の生得的な性と逆の性で生活することを望む者をさす。広義のTGは、ここに、トランセクシアル(transsexual:自己の性別違和感を取り除くためなどから性器の切除・形成をしている者、またはそれを望む者。性同一性障害と呼称される場合もある)、トランスヴェステイト(transvestite:外見上は自己の生物学的な性と異なる性の外見を身にまといたいと思う者)の三者を含む。以下では広義の意味でTGを使用している。SWはセックスワーカーの略。FTMは女から男へ(female to male)移行する場合をこう表記する。男から女へ移行する場合はMTF(male to female)。

	営業タイプ	通称	業態		セクシュアルヘルス面における相談・悩み・抱えているリスク	関連する性感染症	関連する法律	TGSWの傾向と求められる社会環境				
			感染リスクの対象となる業務内容(FTMTGを除く)	営業場所								
非本番産業 <small>(※非ホンバンには実際にはひんばんくい)</small>	店舗型 ファッショナルヘルス	ニューハーフヘルス	ディープキス 生フェラ 玉舐め アナル舐め 69 口内発射 顔射 AF(アナルファック) ごっくん 複数プレイ 前立腺マッサージ 街娼型 (料理店、バー、スナック、クラブ等で待機) 派遣型 個人売春 SM クラブ	店舗内個室ベッド	<ul style="list-style-type: none"> ・フェラでコンドームを使えない。 ・したくないサービスを要求される。 ・性器がかゆい。 ・カンジダになる。 ・アメーバ菌による肝膿瘍の心配。 ・イソジンの使いすぎによる喉の粘膜の荒れ。 ・喉の検査をしてくれるところがわからない。 ・医者に仕事のことを言いにくい。 ・何度も同じ病院で検査しにくい。 ・メンタルヘルスの問題 ・客に脅されたり、コンドームを拒否される、勝手にコンドームをとられる。 ・ホテルでの密室空間での暴力等の被害や心配 	クラミジア 淋病 HIV 梅毒 トリコモナス カンジダ ヘルペス 尖圭コンジローマ ケジラミ A・B・C型肝炎 赤痢アメーバ など	改正風俗営業適正化法	<ul style="list-style-type: none"> 【TGSWの傾向】 ●ニューハーフSWとして働く人たちの性自認は多様。(ニューハーフ、GIDでも男でもない、女、トランジンダー、男、おかま、GID、その他) ●TGSWが客に暴力をふるわれた経験は、女性SWより2倍以上多い。 ●コンドームを使いたいのに使えない状況は、あまりみられず、客をうまくしなめているTGSWが多い。 ●TG固有のニーズとして、女性ホルモン療法や手術に関連する情報を望む声が多い。 【求められる社会環境】 ●TGコミュニティや、セクシュアル・マイノリティ・コミュニティとのネットワークの充実。 ●入手可能な情報へのアクセスを動機づけるための「しきけ」づくり。 ●ニーズに対応した情報の還流。 				
	派遣型 ファッショナルヘルス	ニューハーフヘルス		ホテル、個人宅								
	キャバレー等	ニューハーフサロン、バー		店舗内座席								
	個室付浴場	ニューハーフソープ		店舗内個室								
	街娼型	街娼、立ちんぼ		ホテル、個人宅								
	管理型	(料理店、バー、スナック、クラブ等で待機)										
	派遣型	ホテル、デートクラブ										
	自営型	個人売春										
セックスエンタテインメント産業	ストリップ劇場	ストリップ劇場 (ダンス、個別サービス)	上記+SM 業務 専門行為(飲尿、スカトロ、出血を伴うプレイ、医療プレイ(カテーテル、浣腸の使用等)	店舗内個室、 ホテル、個人宅	劇場内 スタジオ、ホテル など	など		<ul style="list-style-type: none"> ●入手可能な情報へのアクセスを動機づけるための「しきけ」づくり。 ●ニーズに対応した情報の還流。 				
	アダルトビデオ	アダルトビデオ										

出典：池上千寿子・要友紀子・木原雅子・木原正博・沢田司・不動明・松沢真一・水島希・桃河モモコ・他 (2001) 「日本在住のSWにおけるHIV/STD関連知識・行動及び予防・支援対策の開発に関する研究」平成12年度厚労科研エイズ対策事業『HIV感染の疫学研究』(研究代表者 木原正博) 総括・分担報告書.に基づき、一部加筆修正。



2013年度 相談事例



【お店編】

Q. 「店を辞めたのに店のサイトに掲載されている写真を消してくれない」

A. お店の店名を教えてくれたら、そのサイトを管理していたり広告で関係性のある風俗広告会社の人に、店に伝えてもらうようにお願いすることができます。また、私たちの団体から直接お問い合わせることができます。もし今働いているお店の人が頼りになる感じであれば、今のお店の人から頼んでもらうなど、いくつかできることがあります。それら全部がだめな場合は、弁護士を通じて警告してもらうことができます。

Q. 「はじめの1ヵ月間は辞めることはできないという誓約書を書かされた。もしくは辞めたら罰金や家族への連絡がいくのではないかと心配」

A. 誓約書は、店が働く子にプレッシャーをかけたり、あとで簡単に辞めさせないために脅したりするためだけにあり、法的には無効なので守らなければならないものではありません。誓約書を書いても守らないで辞めている人は多いはずです。もし誓約書通りじゃないといって辞めさせないと罰金と言つたら、電話やメールの記録を全部保存して、さしあたり無視してください。しばらくしたら連絡が来なくなることが多いですが、しつこい場合や身の危険を感じたらすぐ連絡してください。弁護士や警察に警告してもらいます。

Q. 「スカウトに条件のいいお店と紹介され、顔出しNGという条件でOKしたが、写真撮影のときに顔写真を撮られ、ぼかしを入れると言つたのに、顔写真をUPされた。これから働くがその店は大丈夫か心配」

A. 働く人にとっていいことしか言わず、聞いてることにちゃんと答えてくれなかつたり、うそをついたり、心配や不安を解消してくれない店だったら辞めたほうがいいと思います。おそらく、最初に提示された給料面のいい条件も後で話が違う、となると思います。これから働くのであれば、働き始めてからトラブルになるより、今のうちに早い段階で、急に病気になったとか、親が倒れたなど理由を作つて、働けなくなつたことを伝えてはどうでしょうか。きちんと対応てくれるお店はほかにもたくさんあります。

Q. 「風俗で働きたいが、身分証の提出をしたくない、住所を知られたくない。家族に知られたくないから。どうしたらいいか」

A. パスポートが唯一、住所を自分で自由に書ける身分証。しかし、店や地域によって、どの身分証を出せと言われるかはバラバラ。最近は住民票でないとダメというお店が多くなったようです。引っ越し前の住所でまだ変更届けをだしてなければ、前の住所の住民票でもかまわないと思います。もし前の住所が遠くの住所になつたら、「今忙しくて住民票変更しにいく時間ないんです」と言い訳できるのでは。身分証の提出で何が心配かというと、1、身分証のコピーのデータが、パソコンのウイルスによって流出してしまうこと。2、身分証を勝手に使われて借金されたりすること。3、個人情報を握られた弱みに付け込んで、「辞めさせない」など脅しに使われること。

1については、今まで、身分証のスキャンデータが、風俗店の従業員のものであることが関連づけられて大量流出したという話は聞いたことがないで、SWであることが関連付けられて、ウイルスで流れてしまうということは可能性としてはそんなに高くはないと思います。2については、最近、多額のお金を本人以外が借りるのは難しくなり、本人が窓口まで行って本人確認が必要だったり、また、仮に勝手にお金を借りられたとしても、被害にあった場合であればその借金は返さなくていいことになっているので、勝手に借りられたお金を返さないといけなくなるという心配はないと思います。3についてが一番多い、可能性の高いケースです。無断欠勤をしたりして、お店の人とトラブルみたいになって、脅されて辞めないというのはたまにあります。トラブルがなくても、悪質なお店であれば、脅すようなことを言ってくることも考えられます。その場合、大事なことは「脅しかな?」と思ったときから、メールや電話の着信履歴、通話録音を消さないで記録として残しておくことです。それががあれば、脅迫罪で逮捕できる証拠になるので、警察や弁護士も動きやすくなります。警察や弁護士から一言、「それは脅迫罪にあたります」と警告してもらうだけで、すぐにやむケースが多いそうです。稀によほど頭がおかしい場合は、それでも脅しや嫌がらせを辞めないそうですが、その場合はどこかに避難しなくてはいけません。

一方、こんな考え方もあります。身分証の提出を全員に一律に求めるお店は、摘発されないように法律をちゃんと守って、きちんと営業している誠実なお店。身分証の提出をしてない子でも働けるお店は、摘発されるかもしれないよう、ずさんな営業をしている、ちょっとだらしないお店。もし、だらしないお店だと、ほかのことでもだらしない、頼りないお店なのかもしれません。一般的に、なぜ女の子の身分証が必要なのかと言えば、風営法で、お店は、従業員名簿と、それに即した身分証コピーを常に保管していることが決められています。これを破ると、法律違反になり、お店が営業できなくなります。風俗店に警察の立ち入りがあつたときに、警察から、「従業員名簿と身分証のコピーをみせなさい」と言われます(HPはチェックされません)。立ち入り調査のとき以外では、何か事件があつたしたときに、働いているはずの女の子の名前が名簿に載つてなかつたりしたら、法律違反が発覚するなど、そういうルートからのチェックもあります。なので、お店としては、できるだけお店で働く従業員全員の身分証を保管しておきたいと思うのです。しかし、現実には、必ずしも、常に働いている子全員分の身分証が揃つていてる状態で営業しているところばかりではありません。そのへんはどれくらいのかはわかりません。

また、風営法では、身分証は、書面で保管することを義務付けてるので、パソコンのハードディスクに保存することは義務付けられていません。つまり、身分証の紙のコピーの保管ということです。なのでもし、データ流出が気になるようでしたら、働く前に、お店の人に、「身分証のコピーのスキャンデータも保存してますか?」と聞いてみると、いろいろ質問して、丁寧にわかるまで説明してくれる店長さんや従業員のいるお店で働くことをおすすめします。そのため、体験入店などして、働くことを決める前に、じっくり、お店の様子、

店長や男性従業員が信頼できるか、優しいかなど、時間をかけてチェックしてみるというのもおすすめです。

Q. 「SMで働いているが自信がない。どうすればいいか」

A. 自分にあつた働き方、業種をきめて、その業種の店をみつけること。自分のやり方で満足してくれる、自分の客を増やすこと。SM的な感じで働かなくていい店はどれか、求人サイトの会社に問い合わせてみる方法もあります。業種を変えたくないということであれば、SMの女王様やM女さんで経験豊富な方に講習してもらう方法もあります。そういうところでレベルアップを目指していかがですか。SMをしようと思うより、看護婦さんがお手当するように優しくしっかり責めてあげる方法でも可能です。たとえば、実況中継型といつて、「おちんちん大きくなりましたね。」「興奮していらっしゃるんですね?」「感じいらっしゃるんですね。」などと、体の状況を事細かに口にすることによって満たされる方が多く、触診しているような雰囲気で十分。あとはなるべく上に乗つります。小澤マリアの「言葉責めセックス」という本だとセリフがたくさん書いてあるのでマーカーでセリフを暗記すると応用しやすいです。また、偉そうにしなくて、ごめんなさい。ごめんなさい。と言いながら悶絶プレイを2時間くらい行つていりますので、貧弱だけど射精管理が半端ない。というキャラ作りもできます。ただ、本人が苦手意思が大きすぎると難しいかもしれません。Sになると、アメリカの92歳の方のように女性器を酷使せずに、上客がつかめればいつまでも仕事ができるので、覚えておいて損はないジャンルです。

Q. 「男性が苦手なので女性客対象の風俗店で働きたいが東京でそういう店はありますか」

A. ネット検索でいくつか見つけられます。貝合せは女性器をこすり合わせるプレイですが、粘膜接触が一番多く、感染症の心配があります。もしされをNGにできるのであればやらないほうがいいです。また、ペニスバンドの装着の際は、小さいものを用意し、プレイに入る前に皮膚や粘膜に触れそうなどろは必ず抗菌処理する(アルコールでかぶれが出たりする可能性があるので、薄めたオースパンがいいです)。衛生管理はきちんとされることが大事です。また、レズビアンの場合、ネコ7割・立ち3割的な場合が多いと聞きます。どのようなサービスが提供可能なのか、指入れの際にコンドームの装着をお願いすることは可能かを確認してください。

Q. 「風俗店の面接を行つたら誓約書のようなものに押印を求められた。押しても大丈夫なものなのかな」

A. そのお店で働いたことのある信頼できる当事者の人たちに聞いてみたところ、問題はないとのことなので、そのお店に関しては押印しても問題がなさそうです。誓約書のことでお店とトラブルになるケースは、遅刻したらしく、無断欠勤したらしく、辞める1ヵ月以上に言わないといふ罰金、とか書いてるものにサインした場合、あとで脅されるというのあります。今回の場合、そういう内容ではなくればあまり心配ないと思いますが、わざわざ印鑑を押させるというのは、こわいと思うのは当然で、稀なことだと思います。

Q. 「長らく行かなくなったお店に置いてる自分の荷物を取りにいきたいが、大丈夫か」

A. お店の人と特にトラブルがなかったのであれば、お店に電話して、『長く連絡せずすみませんでした、体の調子を悪くしていました』と丁寧に謝って、『荷物を取りにいきたいのですがいいですか?』と言って、謙虚にお願いしてみてはどうでしょう。

Q. 「街でみつけた求人の案内をみて、風俗とは知らずに面接に行つたら、講習をするといってコンドームをつけずにやらされた。本名も住所も携帯も教えたので、怖い」

A. 求人をみつけた建物の場所からこちらで調べたところ店名がわかつたので、訴えるお手伝いはできます。性暴力被害者支援センターや病院に行き、結果のわかる時期を見計らって妊娠やHIV・性感染症の検査もしたほうがいいと思います。相手が家まで来るような要素、理由がないと思うので、引っ越しまでしなくても大丈夫かと思いません。もし、着信が何度もあつたり、家まできたら、すぐに連絡してください、そうなつたら対策を考えましょう。

Q. 「デリヘル求人をみて面接に行って採用されたが、本番をしたら稼げると言われた。」

A. デリヘルのお店が本番行為をさせるのは違法です。また、コンドームなしの本番行為は、妊娠以外にも、HIV、梅毒、クラミジア、肝炎などの性感染症などのリスクがあります。決してお店の人が言っているような、『本番行為をする』ということと『やる気がある』ということと一緒に考えないで下さい。健康のリスクがある行為をすること、やる気とは別のことです。自分の身体が健康ではじめて、やる気を出して仕事が出来るんだと思います。あと、本番をしなくても大丈夫なテクニックはたくさんあります。そういうものはSWASHにそろっています。パンレットやコンドームが必要なら送ることもできます。

Q. 「体験入店で2日間であまりお客さんこなければ稼げないお店?」

A. 具体的にどこが稼げるかについてはお伝えできないのですが、一般論として、受付事務所の立地条件や広告の力のいれかた、創業年数や常連客の多さ、値段などなど、評価基準はあると思います。あとは関係者やネットでの情報収集でしょうか。ホスラブや2ちゃんねるでスレッド更新頻繁なお店は質の善し悪しはさておき忙しかつたことが多いと聞きました。あと、客向け情報に広告枠大きい多い等。体験日数短い間での判断基準として解りやすい目安は、待機場所あるなら他のキャストの動向かなと思いますがあくまで目安です。事務所の電話鳴る頻度とか。質問や相談することにかこつけて事務所に行つたり、一定の時間長めに店に電話したりして、忙しいお店だと「掛け直します」となることが多いです。平日と金曜～日曜の動向の体験も目安になるかもです。



2013年度 相談事例



【お客様編】

Q.「客から嫌がらせや脅しのメールがきて困っている」

A. 嫌がる相にしつこくメールを送信する行為はストーカー規制法違反にあたるので、送ってきたメールは削除せずに証拠として全部保存してください。相手がどういう素性で性格の人なのかわからないので、判断は難しいですが、会社員や家族がいるなど守るものがある人であれば大抵、警察や弁護士からの警告で事態は収まることが多いと言われています。専門機関や警察への相談はもちろん、可能なら信頼出来る友人と詳細は話さなくてもいいから近所の人にお手紙?(つけられたりしているようなので、警察には相談しますが、不審者などお気づきありましたら教えて下さい等)をメモくらいでいいので渡せる人いれば。情報が内密でないことが対ストーカーには効果が高いらしいです。たぶん徹底している上でかもしれません、絶対に相手にしないこと、だそうです。もしされている側が何か伝えたいのなら専門家を仲に介すこと、防犯の音出るやつを持っていること、最近は行方不明者搜索を装い居場所をTwitterなどSNSで問合せ拡散されています。なので自身の名前やアダ名などで検索してみることもすすめます。いざという時に自身の安全を最優先にした選択が出来よう、シミュレーションなどもおすすめします。

Q.「客が働いている店に電話をかけてきて自分のことをいろいろ聞かれた」

A. お店の営業妨害だということで、お店の人から相手に言ってもらってくれ下さい。身の危険を感じるようなことがあります、お住まいの地域の警察署の生活安全課に「ストーカー被害の相談です」と電話をして相談に行きましょう。警察に相談したからといって、すぐに逮捕するわけではなく、相談に留めることもできます。被害届けをださなくとも、自分の住所を伝えておくだけ、地元のパトロールなどのときに、自分の家のまわりをうろうろしている男がないか、気にかけてくれるようになります。

Q.「客が店の外で待ち伏せされた。外で会えないというと、家族や屋間の職場の人たちに仕事をばらすと脅された」

A. 弁護士さんのアドバイスからいうと、相手からは、「どうせ誰にも言わないだろう」と思われていることが多いです。それで、弁護士から相手にメールや郵送で、内容証明の警告通知を送るという方法があります。弁護士からの警告の内容としては、「これ以上あなたの行動が続けば、〇〇の法律や〇〇の条例に違反に相当しますので、ただちにメール送信やつきまとい行為をやめるように通告いたします」みたいな感じのものです。これを送ることによって、嫌がらせが止まることが多いです。もちろん、よっぽど頭のおかしい人だったら、そういう警告も効果がないことは稀にあるそうです。

警察に相談する場合と、どれだけ身体の危険の心配がある状態かによるそうです。相手が仕事を毎日ちゃんとして会社をしているようだと、そんなに心配はないかもしないと判断されて、深刻な実害を及ぼす恐れなければ、電話で相手に警告するだけで、逮捕まではしないケースもあるそうです。つまり、今の状態だと、ばらすことだけを脅している状態なので、殺すとかに暴力の危険があるとかではないと判断されるだらうということです。なので、すぐに逮捕するということは難しいかもしれないということです。

でも、警戒する必要があるので、メールや着信などの証拠や記録は消さずに置いておいてください。ストーカー禁止法が改正されて、メールを大量に送り付けるのも法律違反になったので、相手の行動がおさまらなかつたら、いつでもご連絡ください。弁護士さんと一緒に対策を考えましょう。民間のストーカー被害相談窓口のほうにも連絡して対策を聞いておきます。

Q.「客に、インターネットに自分のことを書かれた」

A. (弁護士からのアドバイス) インターネットのサイト相手に仮処分を取れば、削除することは可能ではないかと思いますが、仮処分を取ることが可能な事案かどうかは、実際の書込みを観ないと何とも言えません。仮処分は素人が自分でやるのは難しいので、弁護士を代理人に立てて行うしかないので、それなりに費用がかかります。また、削除できたとしても、犯人がそれを面白がってまた書き込みをしていたらになるケースもあります。

Q.「客に妊娠させられたが、お金もなく、頼れる人もいない。」

A. 性被害のワンストップ支援センターでは、被害者の治療やカウンセリング、告訴の手助けが受けられます。もし中絶したくてもお金がない場合は、レイプ等の場合は生活保護費から中絶費用を払うことができます。また、DV 被害者の方などが身を寄せるシェルターに滞在したり、自立支援を受けながら生活するところもあります。

Q.「バックでやっているとき、勝手にコンドームを外された。」

A. 妊娠が心配な場合は、性暴力被害者支援センターや、病院の救急外来で緊急避妊ピルを処方してもらい、72時間以内に飲んでください。常にピルを携帯しておけば慌てずになります。副作用で吐いてしまったら効果がなくなるので、どの種類のピルを何粒飲むかなど下調べしておいてください。客の動きから目を離すのは危険なので、挿入したままの状態で体位を変えると、取り外す隙がなくなるので、いろんな体位にチャレンジしてみてください。

Q.「盗撮されてそれを海外のネットにUPされた。客を捕まえたい。家族にも見られている可能性がある。」

A. ホテルなどの密室や家中での盗撮は犯罪にならないそうで逮捕できないようです。肖像権侵害や名誉毀損で訴えることはできますが、弁護士によつては、肖像権侵害で訴えることができるという人もいれば、みんながするセックスが名誉を落とす行為かどうか判断が分かれます。盗撮されないように、パソコンや携帯のレンズが自分のほうを向いてないか、客の視線が同じ方向ばかり向いてないか確認してください。ペン型ビデオレコーダーなど巧妙なものもあるので気をつけてください。

Q.「ヘルペスでも働けますか?」

A. (医師のアドバイス) 性器ヘルペスは一度感染するとウイルスは一生消えず、何度も再発する場合もあります。また、再発しておらず何の症状も無いのに、相手を感染させてしまう可能性があります。しかし、命に関わる感染症ではありません(ただし出産時に新生児に感染させることは絶対に防がなければなりません)。再発を限りなく0%に近づけるには、規則正しい生活をする、睡眠時間をしっかりとる、お酒を飲み過ぎない、ストレスをためないなどが大切です。しかし、実際にストレスをためないで生活することなどは不可能です。そこで、最も現実的な対処法は、「再発したら(あるいは再発しそうなときに)薬をすぐに飲む」ということです。何回も再発している人は、飲み薬を常にかばんや救急箱の中に入れておくのがいいでしょう。この方法でしばらく様子をみていると、次第に薬が必要な回数が減ってきますが、それでも2ヶ月に一度以上の割合で薬が必要な場合は再発抑制療法という方法を検討します。

Q.「抗生素質の薬が体に合わない。副作用がある。」

A. できるだけ、舐めない舐めさせない触らせないという働き方ができるところで働くようにしたほうがいいと思います。客が受身が多いM性惑や、店の人がうるさくないところだったら、自分がリードできて、舐めさせることができると思います。店がうるさくないかどうかは、面接のときの店の人の反応や人柄、性格などをみて、探ってみて、大丈夫そうかみるという方法があります。(舐めない舐めさせない触らせない) 等で検索してみたりしてみてはいかがですか。また、大事なのは体液接触があることじゃなくて、ようは、客が満足して帰らせればいいわけだから、どんなことで時間を稼げるかです。私たちが最近つくったセーフアーサービスのスマタの仕方を教えるので、講習もできるので、ほかの時間稼ぎの方法を身に着けてこれでもできるという自信をつけるとかどうでしょう。

Q.「自分がB型肝炎でインターフェロンが始まっていますが、セックスしてもいいですか?」

A. (医師のアドバイス) 相手がワクチンを接種していて、HBs抗体が陽転化しているのが確認出来ていれば問題ないです。

Q.「クラミジアに感染し、処方された薬を飲んだが治らなかった。引き続きまた処方された同じ薬を飲み続けているがこれでいいのか?」

A. (医師のアドバイス) 原因について予想すると、最初の抗生物質Aでは菌量がまったく減っておらず強い炎症所見が継続していた。次に抗生物質Bを飲み続けた1週間では、クラミジアは完全に死滅しなかつたが、菌量が減り炎症所見も改善し、ある程度効果があつたと判断された。そこで効果があると考えられた抗生物質Bがさらに2週間処方された。ということだと思います。ただし、これは与えられた情報からの推測であり、なぜ抗生物質Bの追加処方がされたのかについては、診察した医師に聞かれるのが最適だと思います。

【性感染症】

Q.「病気別のおりもの違いを知りたい」

A. (医師のアドバイス) あくまで参考ですが、重症化すれば以下のようにになります。
・クラミジア:サラサラの白いおりもの、悪臭を伴う。・淋病:少し緑がかつたどろとしたおりもの、悪臭を伴う。・トリコモナス:少し黄色い泡沫状のおりものが多量。強い悪臭を伴う。・カンジダ:チーズ状、酒粕状。通常悪臭はない。これらは、重症化した場合のひとつの例であり、実際には無症状のことが多いことは覚えておくべきでしょう。

Q.「喉が痛いのは喉の性病ですか?」

A. 喉はほとんど症状がないのが多いです。喉の痛みと性病という関係ありません。前に週刊誌記事で、喉の違和感の症状がでるひともいると書いていました。まったく症状がないひともいれば、風邪で喉が痛いような症状があるひともいるみたいで、検査をしないとわからないそうです。

Q.「妊婦風俗で働く際、指入れしても大丈夫ですか?妊娠中セックスできますか?」

A. (医師のアドバイス) 働かなければいけないやむを得ない事情がある場合、避けたいとして、指を膣に入る行為は、まず子宮を刺激してしまうので、流産や早産の原因になるかもしれません。次に、指はいくら洗っても雑菌が残るので、指についている雑菌が子宮に侵入し、流産になる可能性があります。妊娠中セックスすることはかまいませんが、衛生的な観点からコンドームの使用をおすすめします。ペニスの表面に付着している雑菌が子宮に侵入してしまう恐れがあるからです。

Q.「B型肝炎にかかっても、セックスワークは継続でもいいのですか?」

A. (医師のアドバイス) 感染の程度によっては、相手にウイルスを感染させる恐れがあるので、やむを得ない事情があるかもしれないが、やめた方がいいと思います。もしウイルス量が非常に多い状態であれば、膣分泌液や精液だけじゃなくて、汗とか涙、唾液からもウイルスが検出されます。そうすると、口移しやキスみたいなライトなサービスでも感染の恐れがあります。一方、ウイルス量が非常に少ない状態であれば、唾液や精液などにはウイルスがほとんど含まれていませんが、ケースバイケースなので、単純にコンドームを着けていれば安全だとは言えません。

【裏風俗】

Q.「ヤミ金で紹介されたところで監禁状態で働いている。途中で辞めるとお金がもらえない。どうしたらいいか」

A. たぶん、それはヤミ金があなたを利用するだけ利用して、お金を稼ごうとしていると思います。だから、このままだと、脅されたり、利子をもっと払えと言われたりして、そこから抜け出せなくなるかもしれません。スマホなら、録音アプリで、脅されたりしたときのために録音機能を準備しておいたほうがいいです。借金をかたにして、働かせるのは人身売買だから、それは犯罪なので、借金も返さなくて済みます。(※逃げる話をする前に途中で電話が切れる)

2013年度 相談事例

【病院】

Q.「医者に風俗で働いていることを言うと、『そんな仕事を辞めなさい』と言われる。」

A.風俗で働いていることを話しても説教とかしない医者を紹介します。

Q.「先月コンドーム使わずにナマでやられたので、病院に行つたほうがいいか?病院に性病検査を行つたら風俗してると思われるか?」

A.性行為があった日から日数が経過しないと正確な検査結果を調べることができません。感染症によっては、性行為があった日から数日後に検査に反応が出るものや、1ヶ月~3ヵ月後の検査でないとわからないものがありますので、それぞれの性感染症の検査で感染が確認できない空白期間を確認して検査を受けてください。病院で風俗のこととは話さなくても、性行為をして心配なので、とあいまいに言っておけばいいです。性病検査をする人がみんな風俗で働いている人とは思われないので大丈夫です。あるいはお金がなかったら、保健所で梅毒HIVクラミジアの匿名無料検査をしてもらえるので行ってみてください。電話番号と住所と時間を伝えます。

Q.「喉の性病検査は何科に行けばいいですか?」

A.STDクリニックが耳鼻咽喉科ですが、喉のクラミジア・淋病検査はやってないところも多いので、行く前に電話で聞かなければなりません。

【福祉】

Q.「社会福祉協議会で借りたお金の返済は待つてもらえるのか?」

A.現在の苦しい経済状況や体調のことなどを協議会の人々に話して相談してみてはいかがでしょうか。もし門前払いのような対応をされた場合は教えてください。弁護士や専門のNPOの人に付き添いをお願いしたりできます。もし返済計画が変わらないまま滞納してしまうと、連帯保証人になっている人に督促が行ったり、家に督促に来たり、遅延金も発生するみたいです。福祉なので、給与等を差し押さえられたりすることはないみたいです、現状調査はされるみたいです。

Q.「ケースワーカーがいやな人。いやなことを言われる。」

A.生活保護課の人々に言って、担当を変えてしまうように言ってみてください。また、生活保護受給者のための苦情受付団体もあるので連絡先を紹介します。

【セカンドキャリア】

Q.「風俗以外で働いたことがなく、他の仕事をしたいが、いろいろわからないことが多い不安」

A.夜の仕事の世界で働く女の子たちのセカンドキャリアを応援する団体・GrowAsPeopleというのがあります。メールをして相談していくください。また、各地にあるJOBカフェでは、キャリアカウンセラーがいて、自分にあった仕事について相談できたり、就職活動に際してわからないことに答えてくれます。月額10万円の受講手当を受けながら職業訓練を受けることもできます。詳しくは厚生労働省のサイトにも解説が載っていますし、各地のハローワークで説明を聞くことができます。

【メンタル】

Q.「孤独に悩んでいる」

A.特にデリヘルは、同僚の女の子と会う機会がなかなかないと思いますので、孤独な気持ちになりがちではないかと思います。もしはじめての風俗で働き始めるのであれば店舗型風俗店のほうがいいと思います。やはり、お店でお友達になる風俗嬢をつくりやすいと思うからです。大手のグループ、系列の店舗型風俗店であれば、頼りになる店長さんや男性従業員がいることが多いです。例えば、嫌なことをするお客様がいたら、店舗型だと、すぐに助けてくれる男性従業員がいるからです。店舗のお店で、あるいはデリヘルのお店で、長年働いている風俗嬢の人がいれば、その人にいろいろ相談することもできると思いますし、精神的に頼りになることもあります。(ただ、性感染症など、専門的な知識のいる相談であれば、医師や、私たちに聞いてくれたら、信用度の高い情報、アドバイスをお伝えすることができます。)もし、風俗嬢の集まりを企画したいと思いましたら、私たちのネットワークで集まりを宣伝するのに協力することができます。例えば、地方の求人サイトへの宣伝バナーの掲載、風俗嬢さんたちにツイッターで宣伝協力をお願いする、地方の風俗嬢さんたちにダイレクトメールをして案内するなどです。もし、私たちにお役に立てることがありましたら、遠慮なくお申し付けください。

Q.「鬱がひどく、社会生活ができない、接客もむいてない。」

A.専門家にアドバイスを求めたほうがいいと思うので、いくつかのメンタルの電話相談窓口を紹介します。仕事のアドバイスがほしいなら、月1でやっているセックスワーカーの集まり・kitai場にきてみんなにきてみてください。起きれなかつたらモーニングコールします。

Q.「いい精神科の医者に出会えない。」

A.精神科を選ぶポイントについて書いた、「行つてもイイ精神科、ダメな精神科」という本がパラリコ出版から出ています。参考にしてください。著者の新子さんは、ゴールデン街で、新子というバーをしてるみたいなので、具体的な精神科の病院名を知りたければ、新子さんを訪ねて相談してみてはどうでしょう。

Q.「社会不安障害で悩んでいるが、どこも相談電話が繋がらない。」

A.もしどこも電話が繋がらなくてどうしても精神的に耐えられなくて苦しい時は電話してください。長時間の電話ができないときもありますが、そのときは申し訳ありません。

【AV】

Q.「客から『AVに出ないか? 30万くらい稼げる』と言われて迷っている。安全なのか、出ても大丈夫か?」

A.現在のAVの相場からすると1本30万円は高額。何か企画ものでキツいことを要求されるかもしれません。プロダクションのスカウトか、制作の人が直でスカウトしているのかがあるので、プロダクション名やメーカー名を聞くこと。裏ビデオやネット配信であればやめた方がいいです。

【ニューハーフ】

Q.「お金が必要でヘルスで働くうと思っているが、風俗で働くことで自分が嫌になつたりしないか悩む。」

A. 事実問題として、少なくとも関西圏ではここ10年くらいで「ヘルスだから稼げる」ということはなくなりました。稼いでいる人もいますが、それはヘルスだから自動的に稼げるというわけではありません。さらに、実際には風俗の仕事は世間一般でイメージされるような変な業界ではないし、セックスワーカーは身体を売っているではなく性的サービスを売っています。実際にセックスワークを続けてみると、ほかのサービス業と同じように頭もたくさん使う仕事だということが分かるでしょうし、お客様とのやりとり(どうやってもっと稼ぐか、どうやってもっと安全にプレイするかなど)が難しく、熟練や様々なテクニックを要する仕事だということが分かると思います。

Q.「出張先でたまにローションを忘れてしまうが、こういうときいい方法はないか。」

A.ローションが無ければ、コンドームやアナルを傷つけるリスクが高まるのでアナルセックスはぜひ避けましょう。また、ベビーオイル、シャンプー、リンスなどを使っても、コンドームやアナルを傷つけるリスクを高めるだけローションの代わりにはなりません。

Q.「トンラスジエンダーのセックスワーカーでも、セックスワーカーの集まりに参加できる?」

A.たとえば海外のセックスワーカーのグループだと、女性だけでなくTGや男性のセックスワーカーも当たり前に活動に参加していますし、SWASHのイベントに来るワーカーにもいろんな人たちがいます。自分だけみんなと違うかな?なんて思って心配する必要はないんじゃないかなと思います。





セックスワーカーの脆弱性を高めるもの



フォーマル／
インフォーマルな
支援がない

セックスワークの刑事弾圧
・店舗型風俗店の取締り
・風俗嬢の犯罪化

セックスワーカーの
労働者としての権利
に関する一般社会の無理解

セックスワーカーの脆弱性を高める

●「デリヘル化によるリスク増大」

1999年、改正風営法施行によって、派遣型風俗店がメジャーになった。店舗型風俗店では、客からの被害に遭いそうな時、すぐに店内にいる男性従業員に助けてもらうことができたが、デリヘルでは、客のいるホテルや自宅が労働現場になつたため、危険性がより増した。

参考データ：2000年～2011年に、ラブホテルで起きた凶悪犯罪件数、刑法犯罪件数の総数26772件。そのうち殺人・強盗・監禁・強姦等の凶悪犯罪件数は2043件。殺人件数は76件、強盗件数は531件という内訳である。

●「風俗嬢への風営法帮助罪の適用によるセックスワーカーの犯罪者化」

2004年、風俗嬢が無許可店で働いていたという理由で、初めて風俗嬢に風営法違反（帮助罪）が適用された。無許可店で働いている風俗嬢が犯罪者として扱われることになり、このような扱いになると、たとえ被害に遭ったとしても訴え出

ることが難しい。

犯罪化によって増大する当事者の脆弱性とは…

1. 労働者の違法化により、雇用主や客から脅されたり、弱みを握られやすくなる。
2. 被害者の救済という観点が失われる。

●「風俗メディアの情報規制によって、セックスワーカーが事前に労働内容を把握しにくい」

1999年の改正風営法施行により、違法な風俗店の広告を掲載した風俗雑誌、メディアは、より厳しく罰せられるようになった。求人広告の記載内容が曖昧化され、求職する人にとっては、仕事に就く前に仕事内容を正確に確認することができない。仕事の現場に行ってはじめて労働内容を確認することになるため、自分にとって安全で健康に働く職場がみつかるまで試行錯誤を繰り返すことになる。また、上記の理由から、どこで安全に働くことができるかについての情報共有さえもオープンにできない（“斡旋”に抵触する恐れがあるため）。

●差別・偏見に伴う被害がなくならない。

●仕事でケガや病気になっても労災認定がおりない（店が労災保険に入らない）、病休手当や給料保証もない。

●労働現場の安心・安全のチェック機能を果たす第三者機関やガイドラインがない。

●風営法による改築改装制限があることによって、防災、耐震の措置が取れない。

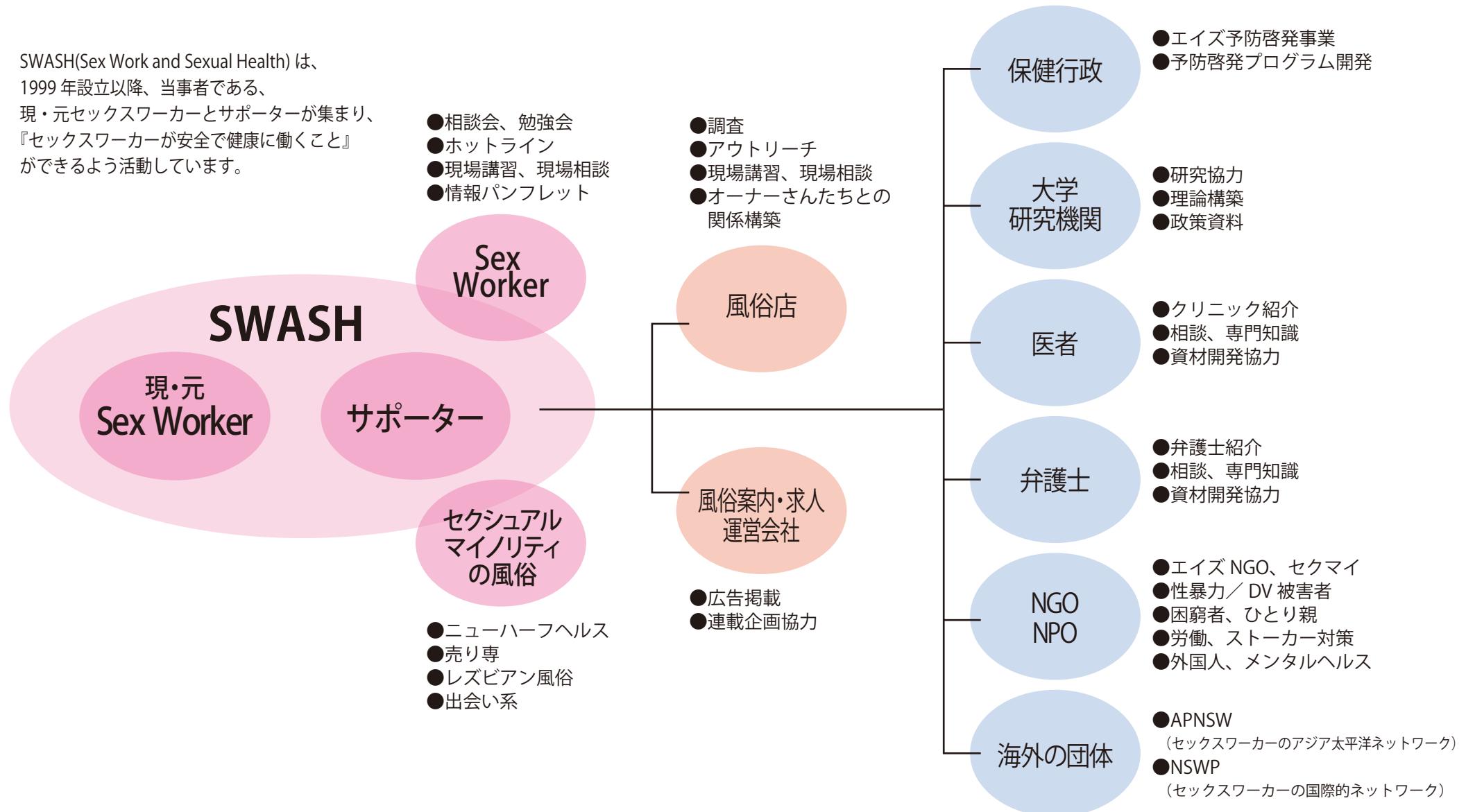
●風営法による店舗型風俗店の出店制限によって、性的サービス提供のある“料亭・旅館”は風俗店として届けできず、風俗求人広告では労働内容を表記できず、スカウト頼みが多い。

●外国人セックスワーカーの抱える重層的な困難の深刻化。（10～12ページ参照）

●しばしば持ち上がるセックスワーク弾圧と親密性のある客の処罰化・買春抑止の考え方には、セックスワーカーが客を警察から守るようにして働くければならなくなったり、自前で客を調達しなければいけなくなることを意味する。

SWASH のネットワーク関係図

SWASH(Sex Work and Sexual Health) は、
1999 年設立以降、当事者である、
現・元セックスワーカーとサポーターが集まり、
『セックスワーカーが安全で健康に働くこと』
ができるよう活動しています。





2012～2013年度 大阪府「HIV・エイズの正しい知識の普及啓発 及び まん延防止事業」

セックスワーカー向け 啓発グッズの作成1

セックスワーカー向けには、粘膜接触・体液接触を防ぐおすすめセーファーサービス 32 体位のイラスト付き解説掲載「完全はたらきかたマニュアル」を作成し、それぞれ日中韓英の翻訳付で 1 万部の印刷を行ないました。

2



相談業務

毎月一回(計17回)、セックスワーカー向けのおしゃべり相談カフェ「Swash Paradise(すおばら)」を開催しました。開催にあたっては、当事者の幅広いニーズや問題に対応したものにするため、毎回ゲストを招いて専門的アドバイスを用意しました(例:シングルマザー支援の専門家、借金問題の弁護士、制度活用について区役所の方、風俗講習師の人気風俗嬢、子ども問題専門家など)。

3



3

啓発グッズの配布活動

大阪府内延べ約 500 店舗の風俗店に啓発グッズの配布を行ないました。配布に際しては、働き方の講習の有無やニーズ、啓発グッズについての感想を聞くなど、経営者との関係構築の時間を大切にしました。昨年度制作した風俗利用客向けの啓発ポールペンは、客の待合室に置いていただけるように、ボールペンについてのイラスト解説シールを貼ったペン立てと一緒に配布しました。このほか、毎月開催するセックスワーカー向けおしゃべり相談カフェのフライヤーの配布も行い宣伝しました。



4 現場講習の実施



5



保健師 HIV 相談員向け 手引書の作成

セックスワーカーの相談に携わる保健師さん、HIV 相談員さん向けに手引書を作成しました。

Web の 再構築業務6

作成したパンフレットのコンテンツを、Webに掲載するため、html化のコーディング作業を行いました。PC、スマホ、ガラケー対応の日中韓英で見れるようにしました。

<http://swashweb.sakura.ne.jp/node/5>
<http://swashweb.sakura.ne.jp/mobile/index.html>

以上の啓発事業のほか、自主的な取り組みとして、



相談ホットラインの開設や、事業の更なるフィードバックのために、セックスワーカー向け風俗求人誌／サイトおよび風俗利用者向け風俗誌において連載を持ちました。



1月実施のアウトリーチや現場講習会においては、外国人セックスワーカーの働く現場をまわるに際し、韓国のセックスワーカー支援団体に来日していただき、アウトリーチでの言語的サポートをいただき、協働アウトリーチを行ないました。



2013 度の活動について、12 月 28 日の毎日新聞に取材していただき、記事として掲載されました。